

交野市放課後児童会の今後の在り方及び民間活力の導入実施方針（素案）について

◆検討を行う根拠

- ① 「民間活力の導入に関する基本方針」(H19)
- ② 「市長戦略2019-2022」(H31.2)

◆放課後児童会の利用に関するアンケート調査の実施について

・対象者	放課後児童会に在籍する児童の保護者	761名
	市内認定こども園に在籍する2号認定の4・5歳児の保護者	555名
		合計 1,316名

◆交野市放課後児童会の今後の在り方及び民間活力の導入実施方針（素案）

別紙のとおり

◆期待される効果

- ・入会児童増加に対応するための、指導員の安定的な確保、資質向上
- ・利用者ニーズの多様化への対応 均質かつ良質なサービス提供 時間延長、学習支援等
- ・事務の効率化 指導員の雇用、配置調整、労務管理、各児童会巡回等の事務効率化 等

◆具体的手法 ・スケールメリットを踏まえ、一括での業務委託を予定

◆委託期間 ・令和4年4月1日から5年間の予定

◆受託者選定 ・公募型プロポーザル方式の予定

◆保護者等への説明・意見聴取

- ・実施方針（素案）についてパブリックコメントを実施
実施期間：令和3年2月1日（月）から3月5日（金）の予定
（パブコメ期間中に、保護者説明会を実施予定）
- ・事業者決定後には、事業者による説明会を実施

交野市放課後児童会の今後の在り方及び民間活力の導入実施方針(素案)

令和3年1月

交野市教育委員会

1. 背景、現状の取組及び課題

本市では、交野市放課後児童会の運営については、待機児童が出ないよう新たな施設の整備などの対策を講じてきたところです。

併せて、利用ニーズを踏まえた開会時間の延長や、特別な支援を必要とする児童に対する指導員の加配対応など、いわゆる質的拡充にも取り組んできたところですが、近年の放課後児童会の入会児童数の増加に伴い、安定的な人員確保と指導員の資質向上、均質かつ良質なサービス提供などの面において課題が生じており、さらなる質的拡充により市民サービスの向上を図る必要があります。

これらの課題に対し、市の広報、ホームページやハローワークを活用し、指導員やアルバイト指導員の人員確保に努めていますが、特に働き手不足や長期休業期間の人員不足への対応に苦慮する状況が続いています。

また、担当課が実施する研修に加え、関係機関が主催する研修への受講機会を設けていますが、さらに研修内容や研修機会の充実を図る必要があります。

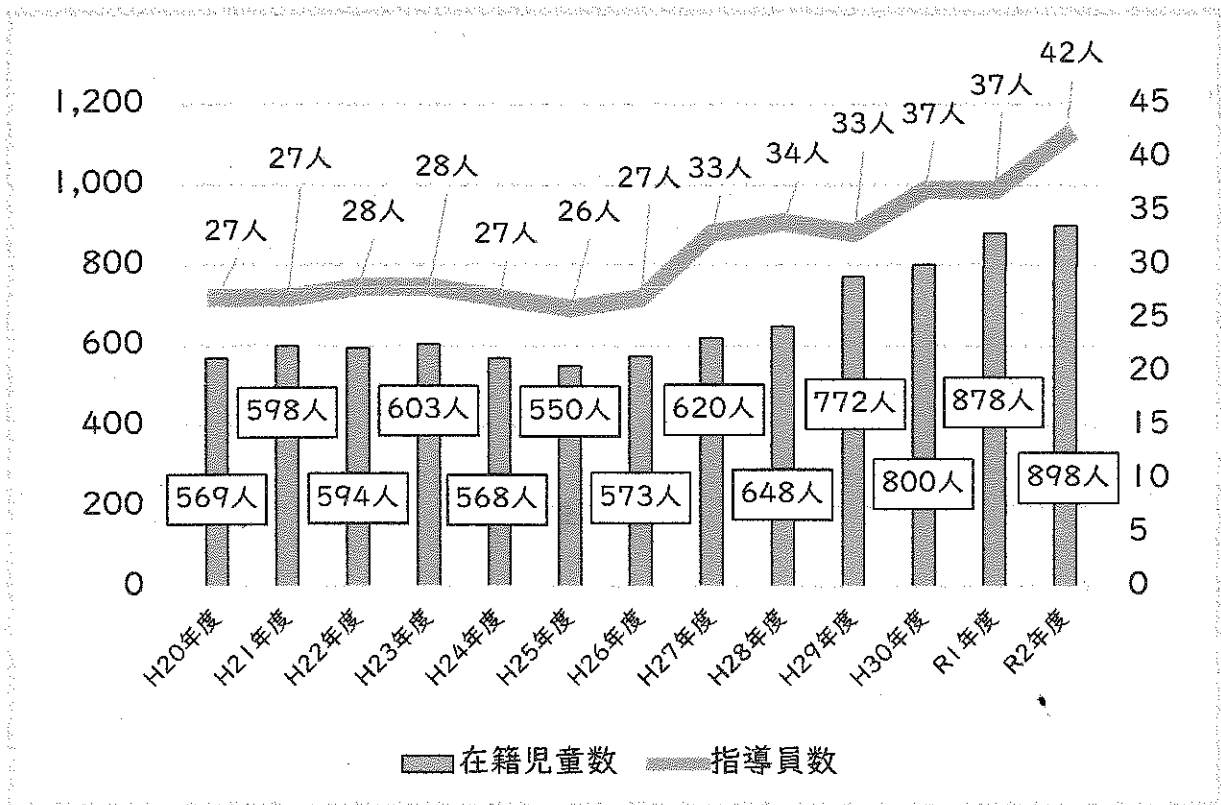
このほか、児童会で提供するサービスについても、令和2年10月に実施した「交野市放課後児童会の利用に関するアンケート調査」から、お弁当の配食サービス、開会時間の延長や学習支援など、多様なニーズを踏まえた、より一層の向上が求められています。

そして、新たな課題として、新型コロナウイルス禍でも見られた、子どもの居場所づくりや保護者が安心して子どもを任せられる体制が必要となっています。

こうした中、平成19年に策定の「民間活力の導入に関する基本方針」において、多様な提供主体との協働の中で、民間でできることは可能な限り民間活力の導入を進めながら公共サービスを行うと定められており、また、「市長戦略2019-2022」の「民間活力導入基本方針に基づく個別事業の再検証」の項目において、「放課後児童会などの検証」について記載されており、市の方向性として外部委託などを含めた効率的な運営方法の検討が求められているところです。

加えて、近隣市においても、民間活力の導入によって、運営の効率化に加え、放課後児童会の質的拡充に成果を挙げている状況も見られ、本市にとっても有効な運営手法であると考えられます。

(1) 入会児童数及び指導員数の推移(各年度5月1日現在)



(2) 施設整備、時間延長の経過及び受け入れ拡充などの制度改正状況

時期	内容
平成17年4月	閉会時間を「18時」から「18時15分」に延長
平成18年8月	交野児童会（プレハブ施設）を整備
平成25年4月	旭児童会（プレハブ施設）を増築
平成27年2月	倉治児童会（プレハブ施設）を整備
平成27年4月	開会時間を「18時15分」から「18時30分」に延長
〃	入会対象学年を「4年生まで」から「6年生まで」に拡充
令和元年7月	倉治小学校の「ランチルーム」などを時間借用し、受け入れ人数の拡充
令和2年2月	交野小学校の「ワークルーム」を時間借用し、受け入れ人数の拡充
令和2年5月	私市児童会（プレハブ施設）を整備

(3) 他市の民間活力導入の状況

①全国の状況

公立公営	公立民营	民立民营
8,592 か所 (33.2%)	11,970 か所 (46.3%)	5,319 か所 (20.6%)

※国・令和元年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況より

②大阪府下の状況

府内市町村	吹田市(36)	一部の児童会を委託	社会福祉法人:5法人(6か所運営) 民間企業:2社(2か所運営) 特定非営利活動法人:1法人(1か所運営)
	堺市(92)	全児童会を委託	公益財団法人:1法人(64か所運営) 民間企業:2社(27か所運営) 特定非営利活動法人:1法人(1か所)
	泉佐野市(13)	全児童会を委託	民間企業:1社(13か所運営)
	阪南市(8)	指定管理	民間企業:1社(8か所)
	熊取町(5)	指定管理	特定非営利活動法人:1法人(5か所)
	田尻町(1)	指定管理	民間企業:1社(1か所)
	大阪狭山市(7)	一部の児童会を委託	社会福祉法人:1法人(2か所)
	東大阪市(53)	一部の児童会を委託	民間企業:1社(31か所運営) 特定非営利活動法人:1法人(1か所運営) 一般社団法人など(15か所運営)
	河南町(2)	協議会が運営(補助)	放課後児童健全育成連絡協議会(2か所運営)
	千早赤阪村(1)	連絡会が運営(補助)	学童保育連絡会(1か所運営)
北河内7市	守口市(14)	全児童会を委託	民間企業:1社(14か所運営)
	枚方市(45)	直営	
	門真市(14)	全児童会を委託	社会福祉法人:5法人(10か所運営) 学校法人:1法人(4か所運営)
	寝屋川市(24)	直営	
	大東市(12)	指定管理	社会福祉協議会(12か所運営)
	四條畷市(7)	直営	
	交野市(13)	直営	

2. アンケート調査から見えてきたもの

前述の背景と課題にあるとおり、放課後児童会の在り方について検討するため、「交野市放課後児童会の利用に関するアンケート調査」を放課後児童会在籍児童の保護者及び市内認定こども園在籍の2号認定の4・5歳児の保護者に対して実施し、その結果から、現在、児童会に対して求められている具体的なニーズなどを把握することができました。

なお、調査結果の概要については、次のとおりです。

●交野市放課後児童会の利用に関するアンケート調査結果の概要

(1) 回収結果

	放課後児童会に 在籍する児童	市内認定こども園に 在籍する児童	全対象児童
アンケート配布数	761人	555人	1,316人
アンケート回収数	468人	286人	754人
アンケート回収率	61.5%	51.2%	57.3%

(2) 児童会について今後優先して期待する項目

項目	児童会	こども園	合計	
1. 開会時間の延長	195人	116人	311人	16.4%
2. お子さまだけの登会及び帰宅	192人	90人	282人	14.9%
3. 学習支援の充実	114人	127人	241人	12.7%
4. 児童会主催のイベント・行事の実施	24人	15人	39人	2.1%
5. お弁当など宅配サービスの導入	223人	126人	349人	18.4%
6. 利用者負担金の維持	76人	54人	130人	6.8%
7. 保育士などの専門的資格者の配置	66人	64人	130人	6.8%
8. 設備・備品（遊具など）の充実	97人	53人	150人	7.9%
9. 防犯や災害など、活動期間中の安全確保	126人	101人	227人	12.0%
10. その他	28人	11人	39人	2.1%

(3) サービスの充実の実現と利用者負担金との関係

項目	児童会	こども園	合計	
1. 値上げしてもよい。	224人	171人	395人	55.3%
2. 値上げなら、サービスの拡充は不要。	145人	48人	193人	27.0%
3. わからない	78人	48人	126人	17.6%

(4) 自由記述（分類後、上位5分類について記載）

分類	人数
児童会への感謝	97人
新型コロナウイルスの対応について	24人
改善意見・要望など	22人
時間延長について	21人
保護者会について	14人

※アンケート集計結果の詳細については、「交野市放課後児童会の利用に関するアンケート調査の集計結果」をご確認ください。

3. めざすべき方向性

前述の背景・課題及びアンケート調査結果などを踏まえ、本市における放課後児童会が今後めざすべき方向性として、まずは、在籍児童保護者、特にフルタイムで勤務されている保護者からのニーズが多く、近隣市の状況から開会時間延長の早期実施に取り組みます。

次に、市ではノウハウや専門的な知識が不足であることから実現が困難であったお弁当の配食サービスや学習支援などの多様なニーズに関して、適切な対応が期待できる民間活力の導入により、指導員の安定的な確保とともに、民間事業者が有する専門的かつ高度な知識や経験などの活用による均質かつ良質なサービスの提供を受けることにより、児童のより安全で安心な放課後の居場所としての放課後児童会を確立し、開会時間の延長と合わせて子育てと仕事の両立支援を図ります。

4. 今後の運営の在り方

現状の運営における課題に対し、開会時間の延長をはじめとする制度の改正など、行政でしかできない部分については、引き続き市の責任において行います。

放課後児童会の運営部分については、現在の体制において、アンケート結果にある多様なニーズに応えることは困難であることから、民間事業者の知識や経験、手法を活かし、ニーズが多いお弁当の配食サービスの導入の可能性や、小学校において、タブレットが導入されたこともあり、ICTを活用した学習環境や利用児童の興味・関心に配慮した学習支援の仕組みの構築をめざします。

併せて、指導員の安定的な人材確保と資質向上を図り、児童会の質的拡充をめざすための運営手法として、民間委託を導入します。

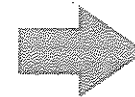
なお、放課後児童会事業の実施者は、引き続き交野市であり、民間委託後も適正な運営がなされるよう市が責任を負うとともに、運営に関し改善などが必要な場合は、民間事業者と協議し、改善・指導を行います。

5. 開会時間の延長

関係機関などと調整・協議し、令和3年度中の開始をめざします。

具体的には、午後7時まで開会時間を延長し、土曜日及び長期休業日などの「早朝見守り」を午前7時30分から実施し、サービスの拡充を図ります。

	現状
平日	午後1時（授業終了時刻） ～午後6時30分
土曜日・長期休業日 （早朝見守り含む）	午前8時～午後6時30分



開会時間の
延長

時間延長実施後
午後1時（授業終了時刻） ～午後7時
午前7時30分～午後7時

6. 民間活力の導入により期待される効果

課題	期待される効果
多様なニーズへの対応及び均質かつ良質なサービスの提供	民間事業者が有する知識や経験、手法の活用により、アンケートでニーズが多かったお弁当の配食サービスや学習支援など、均質かつ良質なサービスの提供の可能性が期待できる。
指導員の安定的な人員確保と資質の向上	賃金額や労働時間の弾力的な設定・運用などに伴う処遇向上により、指導員の労働意欲を高めるとともに、安定的かつ良質な人材の確保を図ることで、円滑な放課後児童会運営を実現する。 また、民間事業者が有する多様な経験やコネクションなどを活用した研修体制の確立や巡回などによる指導体制の強化により、指導員の資質向上を図る。
事務の効率化	指導員の雇用・配置調整や労務管理、各児童会への巡回業務などの削減により、事務の効率化を図る。

7. 民間活力の導入に関する基本的な考え方

(1) 民間活力の導入時期

関係機関などと調整・協議し、令和4年4月1日からの実施をめざします。

※契約締結の日から令和4年3月31日までを準備期間とし、現行の運営に関する知識の習得や運営体制の把握、指導員などの確保（継続雇用などの協議を含む）、体制確立などを行う予定です。

(2) 委託の方法

公平性の観点やスケールメリットを踏まえ、すべての放課後児童会について、一括での業務委託することとし、委託開始時期に関しては、直営と委託運営の施設があることで、実施内容や指導員の処遇などに差が生じないように、一斉実施の予定です。

(3) 委託の範囲（業務分担）

受託者	市
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童会の運営業務全般（児童の育成支援、日常業務、学校との日常的な連絡調整など） ・入会関係書類の配布、受付 ・育成活動費（おやつ・教材費など）の徴収・管理 ・指導員の採用、労務管理など 	<ul style="list-style-type: none"> ・入会関係書類の審査及び入会決定 ・会費の徴収 ・施設・設備管理 ・児童会の開設・閉鎖 ・その他必要な業務

※児童の入退会に係る業務及び会費に係る徴収、減免手続きなどについては、引き続き、市が責任をもって行います。

(4) 委託の期間

子どもたちへの影響を考え、業者が毎年度変わるようなことは、好ましくなく、指導員の雇用の確保の観点からも安定的かつ計画的な運営を図る必要があるため、5年間とする予定です。

なお、委託業者に対して、適正な運営がなされているか確認するため、定期的な報告の実施及び年1回の検査などを実施する予定です。

(5) 受託者の選定

事業者の募集に関しては、本市がめざす方向性を示す必要性があることから、指導員への指導・研修体制の充実、児童会の多様なニーズに対するサービスの充実、安定的かつ良質な人材の確保や現在の人員基準及びサービスの質などの維持・確保を前提に、市において「基本仕様書」を作成し公募する予定です。

また、本市がめざす放課後児童会の在り方について、より実現の可能性が高い事業者の選定が可能であることや、事業者からの企画提案を事前に確認できるなどの点から、選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式とする予定です。

8. 費用負担

開会時間の延長にかかる費用については、受益者負担の観点、近隣市や保育所における対応などの状況から、延長部分の費用をご負担いただくことを予定しています。

なお、民間活力の導入に伴う会費の増額については、市として、まずはコストを抑えることで、現行水準を保てるよう努めます。

ただし、お弁当の配食サービスを実施する場合の利用料などは、あくまで個人に係る費用となり、会費とは別に費用が発生することがあります。

9. 今後の主なスケジュール（案）

年度	内容	時期
令和3年	実施方針策定	4月頃
	(仮称)業務委託事業者候補選定委員会(募集に関する事項)	6月頃
	公募型プロポーザル方式による事業者募集開始	7月頃
	(仮称)業務委託事業者候補選定委員会(選定に関する事項)	9月頃
	優先交渉権者(委託事業者)との契約締結	10月頃
	民間事業者による運営についての保護者説明会	11~12月頃
	事業者と現認指導員との引き継ぎ	1~3月頃
令和4年	民間委託開始	4月

10. 保護者への説明

放課後児童会入会児童の保護者に十分な説明を行い、不安に思うことや疑問点の解消を図るため、民間事業者とともに保護者説明会を実施します。また、その他、移行準備の進行にあわせ、適宜、情報提供などを行っていきます。